

議第58号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月18日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第11条第5項第1号中「第12条第1項ただし書」を「第14条第1項ただし書」に改め、同項第3号中「第6条第5項各号」を「第6条第6項各号」に、「第15条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。